

<資料>

旧東ドイツにおける体制の変化とスポーツ政策

片山孝重 谷藤千香

千葉大学

The Change of the Regime in Former GDR and Sport Policies

Takashige KATAYAMA and Chika TANIFUJI

Chiba University

Abstract

From the interviews for the chief of the Division of Sport and for a person in charge of Adolescent Law in Mecklenburg Vorpommern, one of the 5 states of former GDR, following problems of sport policies were indicated.

1.The increase of sport population and fund raising

The repletion of private sport organizations including Sportverein (Eingetragener Verein) is urgent to increase sport population. But difficulties lie in fund raising, because people can not still free themselves from the consciousness in old regime.

2.Condition maintenance for sport activities

The policies for maintaining housing conditions and revising city planning are so pressing that sports, for the time being, can not have priority over these policies.

1) The maintenance of facilities, programs and organizations

Completing sport facilities for the general adolescents, offering multiple sport programs and shifting sport clubs from the competitive to more public and multiple ones are indispensable.

2) The security of sport leaders

Like former FRG, the increase of volunteer coaches is desired.

3.The reformation of consciousness

Sport consciousness of being basically free and spontaneous should be fixed among athletes, coaches and people concerned with sport clubs.

4.The reformation of school system including former adolescent sport school Shifting from fostering sport elites only to developing whole students' sport abilities is urgent.

はじめに

1990年10月の東西ドイツの統合（スポーツは12月）によって、旧東ドイツのスポーツがどのように変化しているのであろうか。旧体制を全て崩し、西の体制下に入ったところに統合とあえて表現した筆者らの意が存在するが、それが故に、新しい五州のスポーツ政策はこの急変に順応することができない大きな問題を抱えているに違いないとの想いがある。社会の体制変化によって、生活基盤がゆらいでいる中で、スポーツそのものが存在することさえ困難であろうとの予測もある。同時に、

世界に先がけ、1960年以降の旧西ドイツが展開したSport für alle運動のエネルギーな動きは、経済、労働等の今の困難を必ず乗り切る源となっていくであろうとの推測、期待もある。

筆者は、統合一年後となった1991年9月から10月にかけて、訪問調査した。調査目的は、東側五州の変化の様相を確認し、かつ抱える課題を分析することであった。この中でスポーツ事業の展開もさることながら、もっと基本的な国民のスポーツに対する複雑な意識と教育政策について、十分とは言いがたいが、活きた情報を得ることができたので、

これを分析、報告を試みたい。

統合後の東側スポーツ

東側新五州の一つであるメクレンブルグ・フォアパンマルン州文部省・スポーツ課長、ビーベリッツ氏および、青少年法担当のハミュッシュ氏とが指摘したスポーツ政策の転換と今抱える課題について考察を試みる。

1. スポーツ政策の転換

旧東ドイツ時代のスポーツ政策の中心は、社会主義の優位性を誇示する目的のための競技スポーツ一特に、国際舞台でメダルが期待できる、世界に未だ比較的普及度の低い個人種目が中心一に関わるものであったことは皆の知るところである。スポーツは国を代表する国力の象徴として位置づけられ、軍事同様に多くの力が注ぎ込まれたといつてよい。競技力向上のためには、あらゆる努力、投資がなされたことは、その方法の善し悪しはともかく、国家スポーツとして一応の成果を収めたといえる。このため、当然のことながら、障害者を含んだ大衆のためのスポーツへの取り組みは、旧共和国憲法第18条3項^{注1)}、第25条^{注2)}に示される国民のスポーツ権をもないがしろにした、ごく貧弱なものであったと言ってよい。このような状況下で、旧西ドイツ体制をそのまま導入せざるを得なくなった新五州のそれぞれの行政府は、国に代わって、スポーツ振興のための、西側に準ずる政策を、自ら切り開いていかななくてはならない。まさに、急な変化による混迷の真中である。

メクレンブルグ・フォアパンマルン州知事は、統合後の所信表明の中でスポーツ政策の重点目標と順位を「青少年スポーツを中心とした大衆のためのスポーツ促進」、「障害者のためのスポーツ促進」、さらに余裕があれば「エリート・スポーツ促進」であるとしている（州文部省スポーツ課長談によるもの）。これは、かつての体制下における政策との完全なる逆転を示している。

2. 州文部省が抱える当面の課題

教育やスポーツについて国家に代わり急に主導

権を与えられることになった今、州文部省が抱える当面のスポーツ政策に関わる課題は、スポーツ人口の増大と資金づくり、スポーツ活動の条件づくり、そしてさらに、旧体制下の特殊教育機関として存在した青少年スポーツ学校の変革である。

(1) スポーツ人口の増大と資金づくり

大衆スポーツ振興の現時点における大きな目標は、スポーツ人口の増大にある。スポーツ人口についてはどのような規準でとらえていくべきか議論の余地はあるが、経営学の立場からは、継続してスポーツを楽しむ者をその対象とするのが一般的である。

旧西ドイツでは、Sportverein(Eingetragener Verein)に属している者、さらに、他のさまざまなスポーツ団体に属している者、そして、トリムクラブ員として登録している者を加えて、スポーツ人口としている。統合後の五州についてもこの規準に準じた方法でスポーツ人口が求められている。メクレンブルグ・フォアパンマルン州のスポーツ課の調査による1991年9月現在のスポーツ人口は約14万人、人口の6%しかない。統合直後に8万人しかいなかったことを考えると、1年間でのこの伸びは驚きに値するものであるが、この間の行政府の働きがそんなに強くはなかったことを考えると、この増加は、自由で、さまざまなスポーツを長い間待っていた人々の、冬眠からの目覚めに過ぎないものとしてとらえることができる。いずれにしても、この州でのここ4年間の目標は15%のスポーツ人口を確保することであり、そのために、Sportvereinをはじめとして、民間のスポーツ組織を充実することが政策課題（施策）とされている。これに対して払われる努力は、スポーツが政治から独立することを助けると共に、スポーツ連盟が独自の財源をつくることに有効に働くことになる。

しかし、今なお東側住民の間には、教育やスポーツに関わる全ては国が面倒をみるべきだとする考えを今なお持ち続け、古き体制から脱しきれない人々も多く、従ってスポーツの資金づくりもそんなに容易に解決できそうではない。特に、青少

年スポーツの振興については、筆者の母集団組織育成の理論と我が国の現状にはほど遠い距離を感じると同時に、深い驚きと興味を示したほどである。なおここでは、仕事やより大きな自由を求めてであろう青少年の西側への流出を止めることがあと一つの深刻な問題でもあることを忘れることができない。

(2) スポーツ活動の条件づくり

スポーツやレクリエーション活動のための場（施設）の確保や、指導者の確保がここでの大きな課題として取り上げられる。統合後、失業など多くの問題と直面し、経済的に苦しい状況の中で、スポーツへの投資がどの程度可能であるか、明確な判断は実に困難なことである。経済苦を主とした生活基盤の揺るぎから手身近に楽を求めようとし、ドラッグやアルコールに走った人々を呼び戻すことなど、スポーツがある程度有効に働き掛けをするのではないかとの期待をしている。その因果関係の有無は別として、州文部省が、スポーツに多くの資金を投入することの意義をこんなところにも認めざるを得ない状況が筆者には悲しくさえ感じられた。また一方で、居住条件の整備、都市計画のやり直しなど、生活環境の改善に緊急に取り組まなければならない、スポーツを優先した投資は現段階では非常に困難な状況にあると言わざるを得ない苦しい事情に関する情報を得た。

1) 施設の整備

資金投入の困難な状況下で、どんな考え方をもち、施設整備をしていくべきか。ドイツスポーツ連盟は、旧西ドイツが、オリンピック委員会の提唱した案に従って連邦をあげて取り組んできた Golden Planを再考している。確かに、この計画が Zweiter Wegという旧西ドイツの大衆スポーツ政策を確実に支えてきた。しかしこの成功の背景に、不安のない豊かな生活基盤と人々のさまざまなゆとりとスポーツがあったことを忘れるべきではない。統合後一年の今、東側ドイツでは、現存する数少ない施設を、少なくとも保険の適用規準に合致するように補修・改修をしていこうとする施策を打ち出す程度の余裕しかない。新しいさまざま

な種目の普及に必要な施設づくりはそんなに簡単ではなさそうである。

2) 指導者の確保

旧東ドイツで青少年スポーツ学校やスポーツクラブでコーチを職業としていた者は、約 5,000名と言われるが、統合後においても継続して活動している者は約500名（内260名はオリンピック・バルセロナ大会候補選手のトレーナー）のみである。かつては、高地トレーニング施設だけでも 240名の専属スタッフが存在していたとの指摘もあるが、今何故このように、指導者数が激減してしまったのだろうか。その理由について明確な回答は得られなかったが、しかし、体制の急変によって、プロフェッショナル・コーチとしての地位を失ったため他国に職を求めて流出した指導者が多かったためと、今まで彼らが指導してきた種目が、大衆スポーツ種目として成立しづらかったためとの推測は容易である。旧西ドイツだけでなく、多くの西側国民の間ではスポーツ指導者（特に大衆スポーツ）は、ボランティア活動家であるとの認識が強いと指摘できる。これら西側諸国の間でも特に、旧西ドイツには、このような各種ボランティア活動に対して非常に高い社会的な評価を与えていこうとする歴史的な背景がある。特に、スポーツの分野においては、ボランティア活動が、スポーツの発展、多様化、社会的地位の向上、そして自主独立性をもたらしたとの認識が強くある。このことは、1982年のドイツスポーツ連盟総会においてすでに、ボランティア活動に対する評価と活動の価値について明確に示されているところにもあらわれている。

東側新五州の大衆スポーツ展開のために欠かすことのできないボランティア精神と具体的な活動の定着が、どの程度可能であるのか、現状からは予測することはできない。長い年月を要するであろう。統合後一年、ドイツスポーツ連盟は、西側の州とのパートナーシップ制度を導入し、指導者養成講習会などへの参加を呼びかけ、支援していこうとする努力をすることによって、ボランティア精神とその活動の意義を訴えようとしている。

(3) 意識の変革

スポーツ人口の増加と資金づくり、活動条件の整備などの他に大衆スポーツ振興政策と施策の成果のためには、その根底にある大きな問題を解決しなくてはならないのではと筆者の印象がある。この点については、州担当者達も多くを語らなかつたことである。

旧体制下での国民の質素な生活に比して、スポーツ選手やコーチへの政府による厚遇は、国民のスポーツへの反感意識を植えつけた一面を持つことを忘れることができない。特に、金メダルを目標とした種目は、その多くが、莫大な資金の投入を余儀なくされる個人的種目であったために、この反感は根強い。スポーツは体制のもの、悪いものであるとの印象を強く与えた事実がある。こんな中でスポーツが真に自由で自発的な活動であるとの意識が国民の間に広く定着するまでにはかなり多くの年数が必要となるであろう。

さらにまた、未だ、スポーツは勝つことにのみ意義があるものとするスポーツクラブ等の関係者も多いことも問題である。数少ないスポーツ施設を所有するスポーツクラブが、一般市民にその門戸を開放する例も今のところそんなに多くは見られない。このようなスポーツ関係者の意識の変革も重要な課題となる。旧青少年スポーツ学校との連携が比較的強力であったスポーツクラブにおいては、学校の変化に応じて徐々にその体質を変化させていく様子が見られ、クラブ員の確保もなんとかできているが、ヨットクラブなど活動費を多く要するところでは、クラブ維持も容易でなく、一般市民を対象とした安価な活動プログラムをどのように用意すべきかなど苦慮している。

こんな状況の中、技術指導者はともかく、組織の経営・管理に通じる育成指導者の早急な養成施策が望まれる。

(4) 教育制度の改変と旧青少年スポーツ学校の変革

先に示した州知事の所信表明でも、エリート・スポーツの促進がスポーツ政策の一つとして取り上げられている。しかし、これについては先に示

したとおり旧体制時とは事情が大きく異なる（逆転した）ものである。メクレンブルグ・フォアパンマルン州には、旧東ドイツ時代においてシュベリン、ロストックという二つの代表的な青少年スポーツ学校が存在していた。統合後は、旧西ドイツの教育制度に準じて、教育システムの変革がなされたが、どう変化したのか、両校を訪問し、ティシュンドルフ校長、ペンティーニ校長の二人からの資料提供（表1、2）と情報交換から得られた点についてまとめてみる。

1) シュベリン学校センター

統合前の特殊なスポーツ学校（選抜された優秀な選手だけを入学させる）から、スポーツに興味を持つ生徒と、ごく一般的に高等教育を修了したい生徒が入学可能な州立の学校へと変化している。青少年スポーツ学校当時には、陸上、ボクシング、バレーボール、ヨットの種目について集中的に選手養成がなされていたが、新しいシステムによって、種目の多様化が顕著である（表1）。

スポーツ種目	学生数
陸上*	97
水泳	28
柔道	66
ボクシング*	35
バレーボール*	60
ハンドボール	24
サッカー	28
体操	2
器械体操	5
射撃	1
卓球	2
レスリング	3
余暇スポーツ	22
ボールゲーム	13
カヌー	7
自転車	4
ローラースケート	1
釣り	1
ヨット*	39
	438
なし	238
合計	676

*印 青少年スポーツ学校時の種目

表1 シュベリン学校センターの選手育成種目

学校の教員も、この変化に対応するために、スポーツだけの教員は整理され、複数の教科が担当できる者、44名が配置されている。

また、学校と地域スポーツクラブの関係は、統合前と同じく、優秀なスポーツ選手の推薦、生徒のトレーニング指導は、スポーツクラブが受け持つシステムを継続している。学校は生徒のトレーニング時間を維持するために、学年によって始業時間の調整、補習授業など、才能を伸ばす機会を与える努力をしている(表2)。

	月	火	水	木	金
1時限 7:30-8:15	9,10 (学年)	7,8 12,13	9,10	7,8 12,13	5,6
2時限 8:25-9:10	9,10	7,8 12,13	9,10	7,8 12,13	5,6
3時限 9:30-10:15	始業 9,10	12,13		12,13	
4時限 10:25-					

網掛け部：トレーニング時間

表2 シュベリン学校センターの授業時間

このように、シュベリンで新しくスタートした学校センターは、以前のスポーツ・エリートのみ養成校から、生徒のスポーツ面における才能を伸ばすことを廃てるべきではないという教育方針によって実科学校、ジムナジウムを併せ、運営している。

2) ロストック・クリストフォロス高等学校

この学校の前身は、青少年スポーツ学校とアインシュタイン学校である。前者は、陸上競技、水泳、飛び込み、球技を主としたスポーツ、後者は、数学をはじめとした自然科学、美術分野のエリート教育機関であった。先のシュベリンが公立校として再出発したのに比べ、ここでは、キリスト教青少年村事業団の援助を得た私立校となった。旧両校の在籍生徒の内、特にスポーツ学校からは、高等教育受講の可能な者を選別し編入させている。ここでも、地域スポーツクラブや学校からの推薦を受けた生徒を入学させることを継続している。シュベリンのケース同様、才能を伸ばすことを否定することなく、教育をしていこうとする姿勢は

保たれている。5～8年生には、週2回、9年生以上は週3回、午前中にトレーニングができるよう時間割りに工夫を施している。また、オリンピックや国際試合を目指す生徒には特別な補習授業を用意し、授業に遅れないように配慮するシステムの導入もみられる。

おわりに

東西に分断されたドイツが統合されたことによって、多くの問題が同国に存在するであろうことは推測される。特に、旧東ドイツ国民の多くは西側システムの導入によって、少しでもゆとりのある自由な生活を願っていたのだが、結果は、思いもかけなかった西との急な統合となったことで、さまざまに混乱している。心の準備がなされていない状況下での体制の変化は、失業率14～40% (州によって異なるようである)、移民の問題など、数多くの解決しなくてはならない社会的な課題をもたらしている。特に、青少年の失業は、45歳以上のかつての金属分野での労働者や公務員に代表される年輩者の失業と同じく、いやそれ以上に深刻なものである。

政府は、新しい五州内に就職斡旋所を設けるとともに、民間企業に新しく労働者を雇用することを勧め、これに対して賃金保障するなどの施策をとっている。スポーツ分野にもこれらの問題が大きな影響を与えている。

今回の訪問調査によって得られた情報分析から、東側五州におけるスポーツ振興政策の課題について示すと次のようになる。

(1) スポーツに対する国民意識の変革

スポーツは体制のもの、悪であるとの意識を持つ人々についてはだけでなく、かつてのチャンピオンスポーツ分野で活躍してきた選手やプロフェッショナル・コーチ、スポーツクラブ関係者のスポーツに対する意識(スポーツ観)の変革にどう取り組もうとするのか、難題である。

(2) 大衆スポーツの振興のための条件整備

施設整備は、青少年のためのものを中心に推進しなくてはならない。Stay階層の人をどうスポー

ツ活動に導くかについて、しばらくの間、さまざまなプログラムの提供が必要である。また、継続したスポーツ活動を確かにするための一方法として、スポーツクラブ育成があるが、かつての競技スポーツクラブから、公益性のある多種目に対応し得るスポーツクラブへどう改変するかについても課題となる。

(3) 教育システムとスポーツ

ここでは特に、旧青少年スポーツ学校の変革が課題となる。

選手養成システムと新しい西側ドイツに準じる教育システムの間には存在する課題をどう解決するか。これについては、現段階で明確な方向を探ることはできない。

このように、大きなスポーツ政策課題を抱えるドイツであるが、体制のためのスポーツから、自己表現をし得る自由なスポーツへの変革が、東側五州でも、近い将来必ず実現できそうである。指導者養成講習会運営において、州単位のパートナーシップ制の導入を試みるなどの努力に、筆者らはそれを感じた。と同時に、競技スポーツの分野でのスポーツ医科学研究の高い水準が保たれることも望みたいものである。

注1) 「共和国憲法」第18条3項；社会主義文化の要素としての体育・スポーツおよび旅行は、国民の全面的な身体的・知的発達に貢献する。

注2) 「共和国憲法」第25条；社会主義的パーソナリティを完全かつ確実に発展させ、文化的関心と要求とをともに満足させるために国民の文化的な生活および体育・スポーツへの参加が、国家と社会によって保障される。

参考文献

- 1)カール・ロエマー、ドイツの実情、ベルテルスマン出版、1987
- 2)影山健他、国民スポーツ文化、大修館書店、1977
- 3)増田靖弘、国民スポーツのプログラム、不昧堂、1977
- 4)増田靖弘、世界の国民スポーツ（下）、不昧堂、1977
- 5)森川貞夫他、コミュニティ・スポーツの課題、道と書院、1975
- 6)第16回日独スポーツ少年団同時交流報告書、(財)日本体育協会、1989
- 7)体協時報 No.459、(財)日本体育協会、1991
- 8)体協時報 No.460、(財)日本体育協会、1991
- 9)日独青少年指導者セミナー報告書、(財)世界青少年交流協会、1992
- 10)宇土正彦、社会体育ハンドブック、大修館書店、1987

(平成4年12月10日受付)